

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第二条 「国民の祝日」を次のように定める。 (略) 海の日 七月の第三月曜日 山の日 八月十一日 (略)</p> <p>海に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。 (略)</p>	<p>第二条 (略) (同上) (同上) (新設) (同上)</p>